

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年10月16日（月）午後2時30分頃、周南市大字徳山地内（栄谷）の国道315号において、経済産業部農林課職員の運転する公用車が徳山方面から須々万方面に走行中、ガードレールに接触し、ガードレールを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市毛利町2丁目38

氏名 山口県周南土木建築事務所

所長 熊野 徹郎

(3) 損害賠償の額

¥162,000-

2 専決処分の年月日

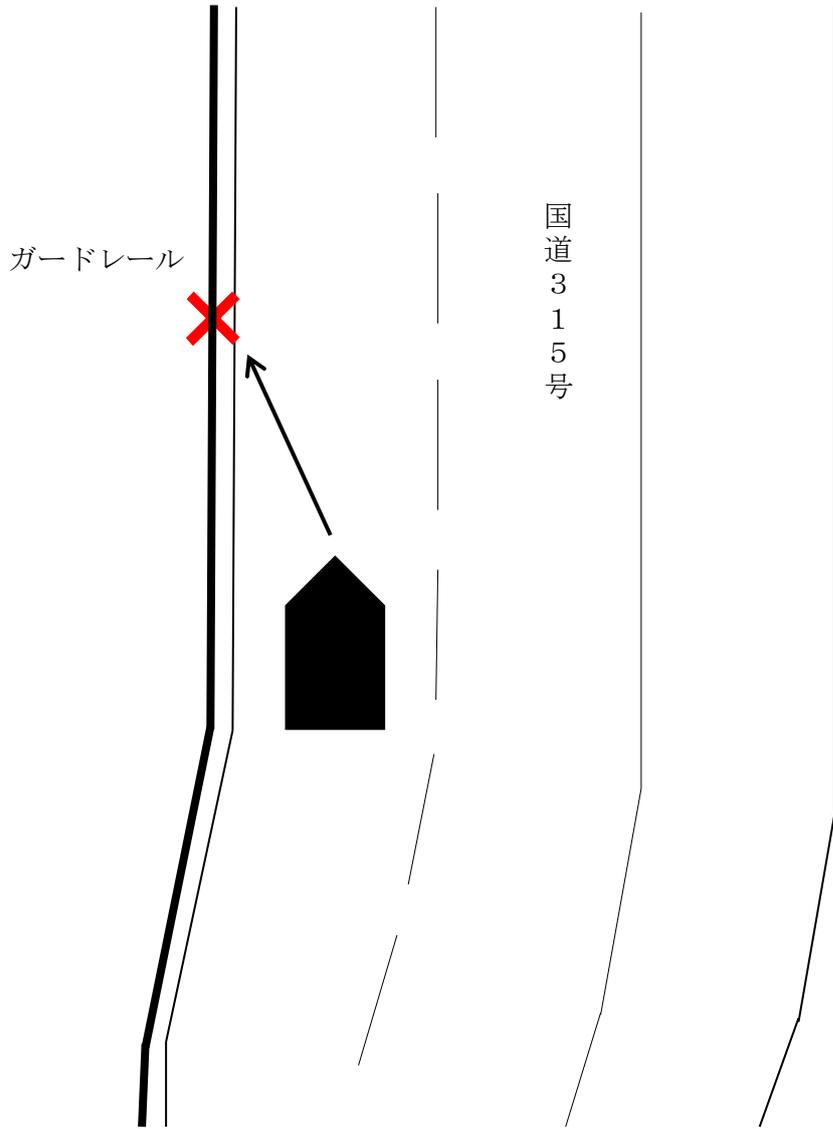
平成29年11月22日

(参考)

事故状況図



至 須々万



至 徳山



公用車